様式1

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和5年6月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	長久手市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 独自利用事務の対象者	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって生活保護を実施されている外国人
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月17日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無　※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名　長久手市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表1第27の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関す
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第1条	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が(生活に困窮するすべての国民)に対し、(その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること)を目的とする。	1　生活保護法(以下単に「法」という。)第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、(生活に困窮する外国人)に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により(必要と認める保護を行う)こと。
⑦独自利用事務の関連規範		「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)